

特別試験研究費の額の認定手続に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「施行規則」という。）第5条の7第20項第1号若しくは第2号又は第20条の2第20項第1号若しくは第2号の規定に基づいて行う特別試験研究費の額の認定手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 共同研究契約 農研機構が農研機構以外の者と共同して行う研究に関する契約であって、共同研究実施規程（13規程第33号）第2条第2項の規定により定めるところとされている共同研究契約書を標準として締結されるものをいう。
- 二 受託研究契約 農研機構が農研機構以外の者から受託する研究に関する契約であって、受託研究実施規程（13規程第32号）第2条第2項の規定により定めるところとされている受託契約書を標準として締結されるものをいう。
- 三 共同研究 共同研究契約に基づいて行われる研究であって、当該共同研究契約において、当該研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものをいう。
- 四 受託研究 受託研究契約に基づいて行われる研究であって、当該受託研究契約において、当該研究に要する費用の額及びその明細並びに当該研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものをいう。
- 五 共同研究に要した費用 共同研究契約の相手方が当該共同研究契約に係る共同研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもって当該共同研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。）及び経費（農研機構において当該共同研究を行うために直接に必要な経費であって、当該共同研究契約に基づいて当該共同研究契約の相手方が負担することとされているものを含む。）をいう。
- 六 受託研究に要した費用 受託研究契約の相手方が当該受託研究契約に係る受託研究のために農研機構に対して支払う費用をいう。

(特別試験研究費の額)

第3条 共同研究契約の相手方である個人の申請に基づき理事長が認定する特別試験研究費の額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第10条の2第2項第1号に掲げる特別試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）又は受託研究契約の相手方である個人の申請に基づき理事長が認定する特別試験研究費の額

は、次の各号に掲げる費用の額とする。

- 一 当該個人の各年分の試験研究費の額（法第10条第8項第1号に掲げる試験研究費の額をいう。次号において同じ。）のうち共同研究に要した費用（当該共同研究に係る共同研究契約において当該個人が負担することとされている費用に限る。）
 - 二 当該個人の各年分の試験研究費の額のうち受託研究に要した費用の額（当該受託研究に係る受託研究契約において定められている金額を限度とする。）
- 2 共同研究契約の相手方である法人の申請に基づき理事長が認定する特別試験研究費の額（法第42条の4の2第3項第1号に掲げる特別試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）又は受託研究契約の相手方である法人の申請に基づき理事長が認定する特別試験研究費の額は、次の各号に掲げる費用の額とする。
- 一 当該法人の各事業年度の試験研究費の額（法第42条の4第19項第1号に掲げる試験研究費の額をいう。次号において同じ。）のうち共同研究に要した費用（当該共同研究に係る共同研究契約において当該法人が負担することとされている費用に限る。）
 - 二 当該法人の各事業年度の試験研究費の額のうち受託研究に要した費用の額（当該受託研究に係る受託研究契約において定められている金額を限度とする。）

（認定申請書の提出）

第4条 前条第1項に規定する特別試験研究費の額の認定を受けようとする個人は、別に定める認定申請書2通を理事長に提出するものとする。

2 前項の認定申請書1通には、次の各号に掲げる研究の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 共同研究 次のアからウまでの書類

ア 当該申請に係る共同研究のために支出した金額及び当該共同研究に係る当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額のうち当該共同研究に要した費用の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類

イ 当該申請に係る共同研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し

ウ 当該申請に係る共同研究契約に係る書類の写し

二 受託研究 次のア及びイの書類

ア 農研機構から提出された研究終了時における当該申請に係る受託研究の報告書（当該受託研究に係る試験研究費の額のうち当該受託研究に要した費用の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し

イ 当該申請に係る受託研究契約に係る書類の写し

3 第1項の認定申請書を提出する個人は、法第10条の2第1項の規定の適用を受けようとする年の翌年2月15日までに認定申請書を提出するものとする。ただし、理事長が提出遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

第5条 第3条第2項に規定する特別試験研究費の額の認定を受けようとする法人は、別に定める認定申請書2通を理事長に提出するものとする。

2 前項の認定申請書1通には、次の各号に掲げる研究の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 共同研究 次のアからウまでの書類

ア 当該申請に係る共同研究のために支出した金額及び当該共同研究に係る当該法人の当該事業年度の試験研究費の額のうち当該共同研究に要した費用の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類

イ 当該申請に係る共同研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し

ウ 当該申請に係る共同研究契約に係る書類の写し

二 受託研究 次のア及びイの書類

ア 農研機構から提出された研究終了時における当該申請に係る受託研究の報告書（当該受託研究に係る費用の額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し

イ 当該申請に係る受託研究契約に係る書類の写し

3 第1項の認定申請書を提出する法人は、法第42条の4の2第1項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日までに認定申請書を提出するものとする。ただし、理事長が提出遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（認定書の交付）

第6条 理事長は、第4条第1項又は前条第1項の認定申請書の提出があった場合において、当該これらの申請に係る試験研究費の額のうち、共同研究に要した費用の額が当該共同研究に係る共同研究契約に基づき支出されたものとして適正であると認めるとき又は受託研究に要した費用の額が当該受託研究に係る受託研究契約に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書1通に次の各号に掲げる事項を記載し、記名した上で、これを認定書として当該認定申請書を提出した個人又は法人に交付するものとする。

一 認定年月日

二 認定番号

三 特別試験研究費の認定額

（認定書の内容変更に係る届出）

第7条 前条の規定により認定書の交付を受けた個人又は法人は、当該認定書に記載された事項又は第4条第2項各号若しくは第5条第2項各号に定める書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出るものとする。

（変更届出に係る変更認定書の交付）

第8条 理事長は、前条の規定による届出があった場合において、第6条の認定に係る事項を変更する必要があると認めるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、これを変更認定書として当該届出をした個人又は法人に交付するものとする。

(認定の取消し)

第9条 理事長は、第6条の認定書の交付を受けた個人又は法人が、第4条若しくは第5条の規定による申請若しくは第7条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は同条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

(権限の委任)

第10条 理事長は、研究所（組織規程（27規程第139号）第5条に規定する研究所をいう。）の長に、それぞれ研究所の長が締結した共同研究契約又は受託研究契約に係る第4条から前条までに定める事項に関する権限を委任することができる。

(情報システムによる手続)

第11条 この規則に基づく申請、交付等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

附 則

この規則は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（令和2.3.30 31規則第110-1号）

この規則は、令和2年3月30日から施行する。

附 則（令和6.2.7 05規則第110-2号）

この規則は、令和6年2月7日から施行する。

附 則（令和6.12.20 06-18規則第110-3号）

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和8.4.1 08規則第110-4号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。